

横浜市都市美対策審議会 各部会の開催報告について

＜政策検討部会＞

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（関内地区都市景観協議地区 中区港町1丁目1番1他）（審議）（令和5年7月27日）

【資料_政-1】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区の場合、高さが45mを超える建築物の新築等）に該当する行為に関し、「協議事項及び協議の方針を定めるに当たっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない。」としている。

本案件は、関内駅前の旧市庁舎街区における開発計画であり、高さが約170mとして計画されているため、第26、27回政策検討部会で協議事項及び協議の方針について審議・報告された上で協議を一度終え、着工している。

この度、計画が変更になったため、都市景観協議における変更協議の協議事項及び協議の方針について、改めて審議された。

【計画概要】

- ・最高高さ約170m（地下1階 地上33階）
- ・「みなとテラス」商業施設 等
- 「行政棟」レガシーホテル 等
- 「高層棟」イノベーションオフィス、大学 等
- 「LVA棟」ライブビューイングアリーナ（集客施設） 等
- 「くすのきテラス」商業施設 等

【変更概要】

- ・低層部の外装材の変更：伝統から現代に向けて表層材を段階的に変化
行政棟（レンガ＋モルタル調）⇒LVA（レンガ調ルーバー＋黒系メタル＋ガラス）
⇒くすのきテラス（黒系メタル＋ガラス）
- ・LVA棟、くすのきテラスの建物高さの変更：駅前空間のスカイラインを形成
ライブビューイングアリーナ3階を屋上広場と一部一体化
くすのきテラスを3階から2階へ変更
- ・屋上植栽の再配置：屋上広場の植栽を変更し、駅前からの視認性を向上
- ・くすのきテラス、みなとテラスの形状等の変更：街区内外の回遊性を向上、にぎわい創出

【結論】

変更協議方針及び協議事項については概ね了承するが、広場のマネジメントやランドスケープデザインについては事業の進捗とあわせて引き続き詳細な協議を進めることとなった。

○新たな都市デザインのあり方検討について（審議）（令和5年7月27日）

【資料_政-2】

【付議理由及び経緯】

都市デザイン50周年を迎え、これまでの取り組みを振り返るとともに今後の取り組みの方向性を検討するタイミングとなっている。

令和3～4年度は、振り返りとして都市デザイン横浜展や講演会を開催し、あわせて、未来のありたい暮らしに向けて幅広くアイデアを集める「未来会議」を開催した。

これらをふまえ、令和5年度からは本格的に新たな都市デザインのあり方検討を進めていくにあたっては、政策検討部会で審議をしていくことについて第134回都市美対策審議会（親会）で了承を得ている。

【説明概要】

- ・令和4年度の取り組み報告
 - ・新たな都市デザインの理念と戦略
 - ・今後の具体的取組の展開
- } 調整の上、エッセンスを都市マス全体構想へ反映

【結論】

新たな都市デザインの理念と戦略、今後の具体的取組の展開について再整理し、次回の政策検討部会にて再度審議する。

＜景観審査部会＞

○特定都市景観形成行為に関する協議事項及び協議の方針に関する意見について（みなとみらい2

1 新港地区都市景観協議地区 中区新港2丁目2番1）（審議）

景観推進地区（みなとみらい2 1 新港地区：中区新港2丁目）における景観形成について（審議）

（令和5年6月30日）

【資料_景-1】

【付議理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（みなとみらい2 1 新港地区の場合、外観を変更することとなる修繕又は模様替若しくは色彩の変更で、外観の変更に係る施工の部分の見付面積の合計が建築物全体の見付面積の過半のもの）に該当する行為に関し、「協議事項及び協議の方針を定めるに当たっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない。」としている。

また、横浜市景観計画において定める「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限」に適合しない屋外広告物を掲出する場合、「市長が横浜市都市美対策審議会に意見を聴いた上で、みなとみらい2 1 新港地区の魅力的な景観形成に支障がないと認めた場合は、この限りでない。」としている。本件は、地上からの高さが20mを超える部分に設置する壁面看板で、表示面の高さや設置数が制限を超えていることから都市美対策審議会の意見を聴くものである。

【計画概要】

- ・高さ45m（地上6階）の既存商業施設の外壁改修計画。
- ・（1）新港地区の歴史性を尊重した色彩計画、（2）島としてのまとまり、街並みの連続性に調和、（3）回遊性の起点として、街の魅力が高まるようなファサードであることの3点を景観形成の方針とした。
- ・施設サインは、既存の位置・大きさ・形状ともに変えず、照明設備のみLED化を図る。

【結論】

・提案内容について了承するが、塗装仕上げの色や質等の選択は、引き続き市と協議し、進めること。また、今後新たに屋外広告物を設置する際は、みなとみらい2 1 新港地区としての質を維持するよう市と協議し、慎重に進めることとなった。

○（仮称）北仲通北地区 B-1地区における景観形成について（報告）（令和5年6月30日）

【資料_景-2】

【報告理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区の場合、高さが45mを超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、「協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない。」としている。第67回及び第68回の景観審査部会で審議・了承された北仲通北地区 B-1地区の景観形成に関して、計画の深度化に伴い、外観デザインの改善を図ったため、報告を行った。

【計画概要】

- ・高さ 150m（地下 1 階 地上 40 階）の共同住宅、事務所、店舗の複合施設の新築計画。
- ・北仲通北再開発促進地区地区計画に基づいた壁面後退が規定され、歩道状空地を設ける。
- ・水際線プロムナードと連続する広場空間や補助ネットワーク通路により、新たな回遊ルートを創出する。
- ・低層部にレンガフレームを配し、周辺建物と調和した連続性を感じる街並みを形成する。
- ・みなとみらい地区を含めた周辺とのスカイラインの連続性を形成する。

【報告内容】

屋上ファーストリング高さの低減、事務所棟レンガフレームの形状変更及び 6 階セットバックの形状変更、高層棟の免震層の外壁形状・仕上げの変更、店舗棟屋上への住宅共用室の設置について報告した。

○（仮称）横浜市中区海岸通り計画 A-1 地区における景観形成について（報告）

（令和 5 年 6 月 30 日）

【資料_景-3】

【報告理由及び経緯】

都市景観協議地区内では、「特定都市景観形成行為」（関内地区の場合、高さが 45m を超える建築物の新築又は移転等）に該当する行為に関し、「協議事項及び協議の方針を定めるにあたっては、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴かなければならない。」としている。第 65 回及び第 68 回の景観審査部会において審議・了承された海岸通り地区 A-1 地区における景観形成について、進捗状況について報告を行った。

【計画概要】

- ・万国橋通と海岸通に面する面積約 1.2ha の地区計画。中心的な建物は、建築物の高さ約 99m（地下 1 階、地上 21 階、塔屋）のオフィス及びにぎわい施設。
- ・海岸通りに面した横浜郵船ビルを全館保存し、歴史的建造物の意匠を尊重したコーニスラインによる高層部と低層部の分節や、列柱のスパンに呼応したピロティ部の列柱の柱割等、歴史的建造物等の多い街並みに配慮した景観形成を図る。
- ・地区内に広場や水際線プロムナードを整備し新たな回遊動線を形成することで、水辺の回遊性や魅力の向上を図る。

【報告内容】

高層棟の外装変更、歴史的建造物との呼応、軒下空間の開放、外構景観の変更について、報告した。

合わせて、隣接する街区の歴史的建造物への配慮や広場空間の構成について、報告した。

<表彰広報部会>

開催なし

○第11回横浜・人・まち・デザイン賞について

第11回募集を令和5年5月1日（月）から6月30日（金）にかけて実施した。

【応募件数】

まちなみ景観部門 応募総数 52件、対象件数 48件

地域まちづくり部門 応募総数 29件

【今後の予定】

まちなみ景観部門について、12月頃に現地視察と選考のため、表彰広報部会を2回開催予定。

各区募集パネル展

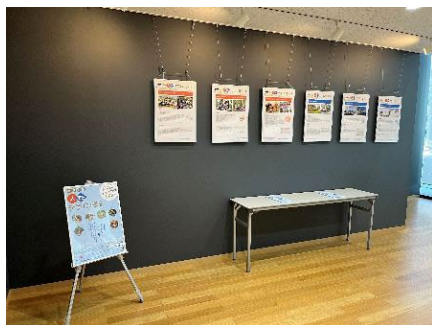
<緑区>



<青葉区>



<南区>



<瀬谷区>



<保土ヶ谷区>

